

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 16 日

各都道府県住宅・建築担当主務部局 御中

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課
建 築 指 導 課

窓やベランダからの子どもの転落事故防止について（注意喚起）

平素より住宅・建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

子どもがベランダから転落する事故については、昨年度の1年間だけで、国土交通省に5件が報告されているところです。このような傾向となっている原因は特定されていませんが、消費者庁の調査によると、窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする夏頃に転落事故が増加する傾向が見られるとのこと。また、在宅時間が増えていることが影響している可能性が考えられます。

これらの転落事故については、ベランダや窓の近くに子どもがよじ登れる物や家具を置かないことや、子どもの手が届かないところに補助錠を付けるなどにより防げる場合があります。

については、別添資料を参考に、窓やベランダからの子どもの転落事故防止の観点から、関係団体とも連携するなどして、当該内容を広く周知・啓発願います。

なお、貴管内の市町村の公的賃貸住宅等を所管する住宅担当主務部局及び建築担当主務部局並びに住宅供給公社に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

（別添1）令和2年度に国土交通省に事故報告があった子どもの転落事故一覧

（別添2）「安全・安心なマンションのために」

（平成31年3月国土交通省国土技術政策総合研究所）

（別添3）「窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！」

（令和2年9月4日消費者庁報道発表資料）

(別添 1)

令和 2 年度に国土交通省に事故報告があった子どもの転落事故一覧

年月日	都道府県	事故の概要	原因等
R2. 6. 8	福岡県	マンションのベランダから居住者の女兒が転落した。(死亡)	○組み立て式布団干しを足がかりにして、高さ 1.2mの手すりに肘をかけて下を覗いていたところ、バランスを崩して下に転落したものと考えられる。
R2. 6. 15	北海道	マンションの 7 階のベランダから居住者の男児が転落した。(重傷)	○ベランダの腰壁に取り付けられた物干し竿を踏み台として、高さ 1.1mの手すりを乗り越え、転落したものと考えられる。
R2. 6. 16	神奈川県	マンションの 8 階のベランダから居住者の女兒が転落した。(死亡)	○ベランダに置いてあった椅子によじ登り 1.2m の手すりを乗り越え、下に転落したものと考えられる。
R2. 6. 27	神奈川県	居住者の女兒が、自宅マンションのバルコニーから転落した。(死亡)	○バルコニーの手すりの高さは 1.2m であり、踏み台になるようなものは設置されていなかった。 ○原因は特定できなかった。
R2. 8. 11	北海道	マンションの 8 階のベランダから男児が転落した。(重傷)	○ベランダの柵の下部に足をかけ柵に登り、高さ 1.37m の柵を乗り越え、転落したものと考えられる。

安全・安心な マンションのために

- 落ちる、転ぶ、滑る、をなくそう -



この冊子は、マンション管理組合の方向けに、マンション内での転倒や階段からの転落、高所からの落下という日常事故を予防することを目的として、国土技術政策総合研究所が運営する「建物事故予防ナレッジベース」※1 からマンションに関連する日常事故事例や対策を抜き出して、まとめたものです。

日常事故のない安全・安心なマンションとするためにご活用いただき、1 つでも多くの日常事故が予防できれば幸いです。



※1 「建物事故予防ナレッジベース」

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/>

←建物事故予防ナレッジベース
ホームページ

1. はじめに

近年、建物内において、通路での転倒、階段からの転落、高所からの落下等により亡くなったり、怪我をしたりする方が増加しています。このような事故は、建物を安全に設計することはもちろん、建物を利用したり管理する方が過去の事故事例を参考に「建物に潜む危険性」を知り、注意を払い、何らかの対策を講じることで、予防することができます。

国土交通省 国土技術政策総合研究所では、建物内や建物の周辺で起こる転倒や転落などの「日常事故」を防ぐことを目的として、日常事故事例を収集するとともに予防対策をまとめた「建物事故予防ナレッジベース」を2009年よりインターネット上で公開しています。

2. 日常事故の実態

国の統計によれば、マンションを含む建物内やその周辺で、滑る、転ぶ、落ちることによって亡くなった方は、2017年には3614人に達しています※2。これは火災による死者数の5倍以上、自動車事故による死者数の8割強に相当し、怪我をされた方も含めると非常に多くの方が日常事故に遭われています。

これらの日常事故は事前に何らかの注意を払い、建物管理側で対策を講じることで防げるものも多くなっており、「建物に潜む危険性」を事前に把握しておくことが大切です。

■「事故による死者数」



※2 厚生労働省「人口動態統計」2017年から算出

- ・転倒：通路や部屋などの床の上で転ぶこと
- ・墜落：ベランダや高所から落下すること
- ・転落：階段やエスカレーターから転がり落ちること

※建物内での日常事故には、この他にお風呂などでおぼれる溺水や落下物にあたるものがあります。

3. チェックポイント

滑る、転ぶ、落ちるという日常事故は、マンション内では、廊下、階段、エントランス、スロープ、ベランダ、窓際、建物周辺の通路など様々な場所で発生することが多くなっています。

このチェックポイントは、国土交通省のホームページにある「建物事故予防ナレッジベース」に収集された日常事故事例より、マンション内での転倒、転落、墜落に関する重大な日常事故につながるものを抜き出したものです。お住まいのマンションにこのような場所がないか確認してみましょう。

■ 高い所からの落下を防ぐ

①

適切な手すりがついていますか？

手すりがぐらついたり、はずれたりしていませんか？

☆対策は3ページへ



②

外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れる物が置かれていませんか？

☆対策は5ページへ



③

子どもが高い所で遊んでいませんか？

☆対策は7ページへ



■ 転倒、転落を防ぐ

④

床に穴や溝、浮きや凹み、小さな段差はありませんか？

☆対策は9ページへ



⑤

床が滑りやすくなっている場所はありませんか？

☆対策は10ページへ



⑥

夜間に暗く見えにくい場所はありませんか？

☆対策は11ページへ



⑦

廊下や階段に物が置かれていませんか？

☆対策は12ページへ



4. 解説編

3であげたチェックポイントについて、詳しい内容と対策を解説します。

■ 高い所からの落下を防ぐ

①

適切な手すりがついていますか？手すりがぐらついたり、はずれたりしていませんか？



外廊下や階段、ベランダなどの高い所から落下する日常事故を防ぐには適切な手すりの設置が重要です。また、手すりがついていても手すり子の間隔が広いなど、その形状が適切でない場合、例えばすき間から人が落下することがあります。さらに、経年劣化により手すりの強度が落ちている場合には、人が寄りかかった際に手すりが外れ落下することもあります。手すりを目で見るだけでなく、実際に揺らしてしっかり取りついているかも含めて確認しましょう。

また、窓の網戸と一緒に落ちる日常事故事例もあります。窓の網戸には人の落下を防止する強度はありません。落下の危険がある窓には適切な手すりを必ず設けましょう。



確認する場所

共用部の外廊下や階段（非常階段を含む）。（人が立ち入る）屋上。
各住戸のベランダ。腰の高さに窓台がくる窓のある場所。

こんな事故が起っています

- ★事例1 住民が屋上に落ちた枝葉などを拾う作業をした際、手すり（柵）がなかったため地面に落下した。
- ★事例2 1歳の子どもが、自宅6階ベランダの手すりのすき間から落下した。
- ★事例3 2階ベランダで、住民がバランスを崩しアルミ製の手すりに掴まったところ、手すり部分部分が外れてしまい一緒に落下した。
- ★事例4 1歳の子どもが3階の自宅居間でカラーボックスと段ボールによじ登り、出窓の網戸を押して遊んでいるうち網戸と一緒に落下した。

対策例

- ▶ 住民が不定期に立ち入ることがある高い所には必ず落下防止の手すり（柵）を設置しましょう。
- ▶ 手すりにすき間がある場合は、そのすき間を塞ぎましょう。
- ▶ ぐらつきがある手すりは交換しましょう。
- ▶ 腰の高さに窓台がくる窓には落下防止の手すりを設けましょう。
- ▶ 住民が立ち入ることを想定していない場所は、立入禁止にしましょう。

②

外廊下やベランダ、窓際に子どもがよじ登れる物が置かれていませんか？



共用部の外廊下や外階段、各住戸のベランダに適切な手すりが設置されていても、その前に物が置かれていると、子どもがよじ登り手すりを乗り越え落下してしまいます。腰の高さに窓台がある窓の場合も同様です。

手すりの前や窓際に、台や物置、椅子、テーブル、ベッド等が置かれていないか確認しましょう。

また、外廊下や外階段、ベランダは、災害時には避難経路になることから、不用意に物を置かないようにしましょう。



確認する場所

共用部の外廊下や階段の手すり周辺。

各住戸のベランダ、腰の高さの窓。

こんな事故が起こっています

- ★事例1 2歳の子どもがベランダにあった高さ約40cmのプラスチックケースに上り、手すりを越えて落下した。
- ★事例2 4歳の子どもがベランダに置いてあったキャスター付きの事務用椅子に乗って遊んでいるうちに手すりを乗り越えて落下した。
- ★事例3 2歳の子どもが、7階の室内のベッドにのぼり、ベッドの上から約35cmの高さにある窓を開け、落下した。

対策例

- ▶ 共用部の外廊下や外階段に、物が置かれている場合には撤去しましょう。
- ▶ ベランダの手すり付近に物を置かないよう、住民にチラシや掲示板で注意喚起しましょう。
- ▶ 窓の近くに家具を配置することは避けましょう。

③ 子どもが高い所で遊んでいませんか？



子どもは手すりや高い塀をよじ登ったり、乗り越えたりして遊ぶことがあります。特に小学校高学年から中高生の子どもには注意が必要です。子どもにとっては遊びのつもりでも一歩間違えば重大な事故につながりますので、事前に対策を行いしっかりと予防しましょう。

普段住民が使うことが少ない非常階段や屋上についても、立ち入らないように注意が必要です。



確認する場所

共用部の外廊下、外階段・非常階段。吹き抜け。外構部の塀。各住戸のベランダ。

こんな事故が起っています

※事例1 11歳の子どもが、マンション3階の渡り廊下の手すりを乗り越えて屋根に乗り移ろうとして失敗し落下した。

※事例2 9歳の子どもがマンション9階の外廊下でコンクリート製のフェンス（高さ約150cm）によじ登って遊んでいたところ誤って落下した。

対策例

- ▶ 子どもが手すりを乗り越えて遊んでいるような場所がないか確認しましょう。
- ▶ そのような場所がある場合にはサインや貼り紙で遊ばないように注意喚起しましょう。
- ▶ 遊んでいる場面を目にした場合には注意しましょう。
- ▶ 手すりがよじ登りやすい形状をしている場合は、ネットを張るなどの応急対策をした上で、大規模修繕時などに形状の変更を検討しましょう。

トピックス 一予期せぬ事故を防ぐために一

子どもは、大人の感覚では立ち入ることのないような場所で遊ぶことがあります。そのような遊びを見つけた場合は、積極的に注意喚起をすることが大切です。

■こんな事故が起こっています

★事例1 (マンションではないが) 男子中学生が、友人11人と「警どろ遊び」をしていて、自転車置き場の屋根に上ったところ、スレート屋根を踏み抜き、高さ2.35mの所からコンクリート地面に落下した。

★事例2 11歳の子どもが、7階建ての集合住宅で、屋上の階段から高さ約70センチの壁を乗り越え天窓に乗ったところ、窓ガラスが割れて落下した。

★事例3 小学校6年生の子どもが友人らと3人で遊んでいて、自宅のアパートの屋上につながる点検者用のはしごをのぼり落下した。



④ 床面に穴や溝、浮きや凹み、小さな段差はありませんか？ !

廊下や階段の床が何らかの原因で平らでない場合には、つまづいたり、足が引っかかり転倒や転落する原因となります。長年の使用により床のタイルが浮いていたり、凹んだりしている場合もあれば、エントランスのマットが浮いていて足が引っかかる場合もあります。階段では滑り止めが剥がれている場合も注意です。建物周辺の通路に側溝がある場合には、その蓋がしっかり固定されているかどうかの確認も必要です。

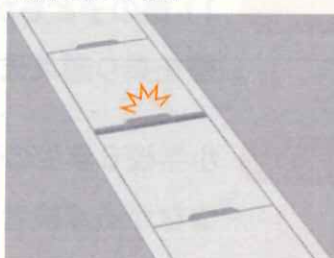
床タイルの浮き



階段の滑り止めの浮き



側溝の蓋のすき間



確認する場所

共用部の外廊下、エントランス、階段。建物周辺の通路部分。

こんな事故が起っています

- ★事例1 マンションの階段の滑り止めが浮いていて、靴（ハイヒール）に引っかかり階段から転落した。
- ★事例2 共用部のマットがめくれており、足がつまづき転倒した。
- ★事例3 玄関入り口のタイルが一部剥がれてデコボコしており、足がつまづいて転倒した。
- ★事例4 夜間に段差があるところで踏み外して、足を捻挫した。

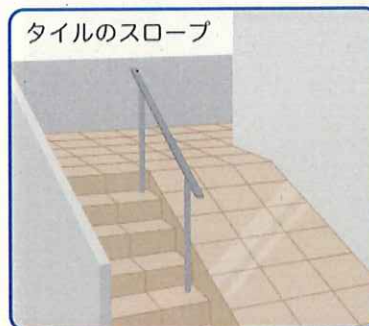
対策例

- ▶ 床面の穴や浮きなどは適切な補修をしましょう。
- ▶ 段差にはコーンや注意書きで注意喚起をしましょう。
- ▶ 劣化が原因で床面に段差がある場合は、大規模修繕の際などに改修を検討しましょう。

⑤ 床が滑りやすくなっている場所はありませんか？



滑りやすい床では、転倒したり、階段から転落したりする可能性が非常に高くなります。滑る原因は床が滑りやすい材料（金属製、大理石などの石性、滑り止め加工のないタイルなど）である場合に加え、摩耗している場合や、雨に濡れる場合などがあります。特にスロープの場合は危険性が高くなります。



確認する場所

共用部の廊下、エントランス、階段。スロープ（斜路）。

こんな事故が起こっています

- ★事例1 雨で濡れている階段で、夜暗いこともあって足もとがはっきりせず滑って転落した。
- ★事例2 自宅のマンションの非常階段を下りていたところ、雨で濡れていたため足を滑らせ転落した。普段は清掃員が濡れた廊下を拭いてくれているが、このときは朝で、清掃前だったので雨水が溜まっていた。
- ★事例3 マンションのエレベーターと駐車場の入り口を結ぶ渡り廊下が若干傾斜がある上にタイルのため、滑りやすく転倒した。

対策例

- ▶ 濡れやすい・滑りやすい場所を把握し、雨天時には拭いて乾燥させるなどの適切な管理をしましょう。
- ▶ 滑りやすい場所であることが分かるよう、コーンや注意書きなどで注意喚起をしましょう。
- ▶ 滑りやすい床面は、大規模修繕の際などに滑りにくい素材への変更を検討しましょう。

⑥ 夜間に暗く見えにくい場所はありませんか？



夜間などに暗いと、段差や床面の变化に気付かず、つまづいたり、滑るなど転倒する原因となります。照明器具の数が不足している場合に加え、照明器具が切れている場合も事故につながりますので、適切な管理が必要です。



確認する場所

共用部の外廊下、エントランス、外階段。建物周辺の通路部分。

こんな事故が起っています

- ★事例1 共用の廊下部分の電気が切れていたため暗く、足がつまづき転倒した。
- ★事例2 階段が急であるにもかかわらず、暗く足元がよく見えないため、降りる時はとても恐く感じる。
- ★事例3 夕方です暗かったため、床のレンガの段差に気付かず、足が引っかかって転倒しそうになった。

対策例

- ▶ 照明器具が切れている場合は交換しましょう。
- ▶ 明るさが不足している場合には照明器具の追加を検討しましょう。照明器具を追加する場合は、光害や逆光となることがなく、適切に足元が照らされるよう配慮しましょう。

⑦ 廊下や階段に物が置かれていませんか？



廊下や階段に物が置かれていると、それにつまづいて転倒したり、階段から転落する原因となります。小さい物であっても見えずにつまづいたり、足が引っかかりたりすることもあります。物が置いてある場合は撤去し、住民に物を置かないように注意喚起しましょう。

非常階段など避難経路に物が置かれている場合は、災害時の避難に支障をきたすことにもなります。



確認する場所

共用部の廊下、階段。非常階段などの避難経路。

こんな事故が起きています

★事例1 外階段に置かれていた植木鉢の植木に持っていた荷物が引っかかり、植木鉢ごと外階段から転落した。

★事例2 廊下の角に荷物が置かれていて曲がったところで見えなかったためつまづき転倒した。

対策例

- ▶ 物が置かれている場合には撤去しましょう。
- ▶ 物を置かないようにチラシや掲示板で住民に注意喚起しましょう。



安全・安心なマンションのために
- 落ちる、転ぶ、滑る、をなくそう -

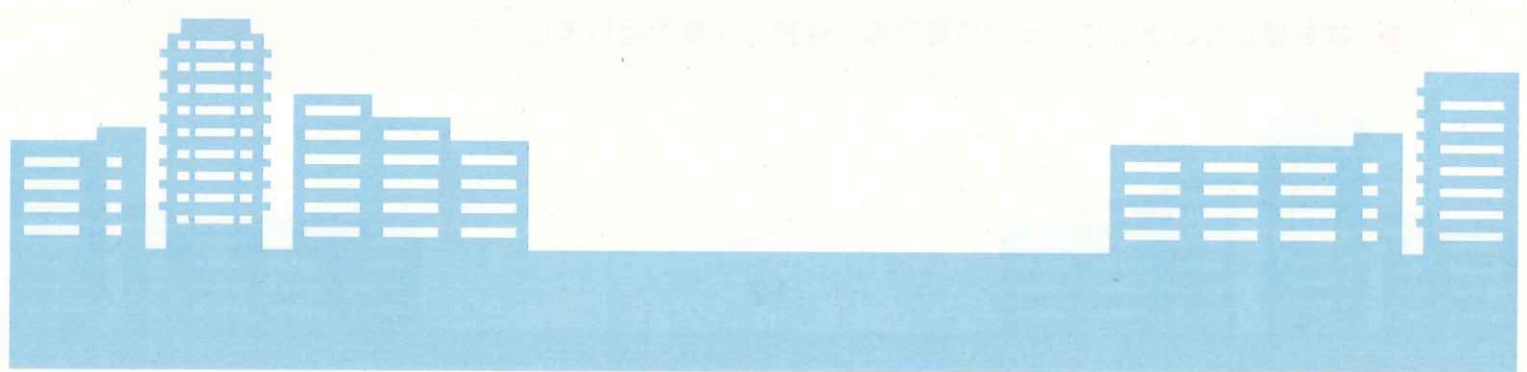


安全・安心なマンションのために

- 落ちる、転ぶ、滑る、をなくそう -

平成31年3月発行

国土交通省 国土技術政策総合研究所



令和2年9月4日

窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！

－網戸に補助錠を付ける、ベランダに台になる物を置かないなどの対策を－

子どもが住居などの窓やベランダから転落し死亡する事故が多く発生しています。厚生労働省「人口動態調査」、東京消防庁「救急搬送データ」及び医療機関ネットワーク事業の事故情報を消費者庁で分析したところ、

- ◆ 窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする夏頃から転落事故が増加
- ◆ 子どもの中でも3～4歳の転落事故が最も多い
- ◆ 2階からの転落でも入院が必要な中等症と診断されている事例が多い
- ◆ 窓が開いた部屋で子どもだけで遊んでいて発生する事例が多い

ことが分かりましたので、注意が必要です。

住居などの窓やベランダから子どもが転落する事故を防止するためのポイント

窓やベランダ周辺の環境づくり

- ① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。
- ② 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。
- ③ 窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

子どもの見守り・子どもの教育

- ① 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- ② 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。
- ③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

子どもから一瞬たりとも目を離さないことはできず、限界があります。子どもの見守りと合わせて転落事故が起こらない環境づくりを行いましょう！

1. データで見る事故情報

今回、厚生労働省「人口動態調査」¹、東京消防庁「救急搬送データ」²及び医療機関ネットワーク事業³の事故情報を用いて消費者庁で分析を行いました。各データの情報は以下のとおりです。

表 1 使用した情報

情報元	年齢範囲	収集条件		件数	収集期間
厚生労働省 「人口動態調査」	子ども(9歳以下)	建物からの転落	死亡 事故	37 件	平成 26 年～ 平成 30 年
東京消防庁 「救急搬送データ」	子ども(5歳以下)	住宅などの窓やベランダ からの転落 ⁴	救急搬 送人員	70 件	平成 27 年～ 令和元年
医療機関 ネットワーク事業	子ども(14 歳以下)	住宅など2階以上からの 転落	事故 情報	30 件	平成 27 年7月～ 令和2年6月

(1) 転落事故の発生時期について

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

厚生労働省「人口動態調査」における平成 26 年から平成 30 年までの 9 歳以下の子どもの建物からの転落による死亡事故のうち、発生時期不明の 1 件を除く 36 件中、「7～8 月」の 13 件が最も多く、次に「5～6 月」の 9 件で、夏に多く発生していることが分かりました（図 1）。

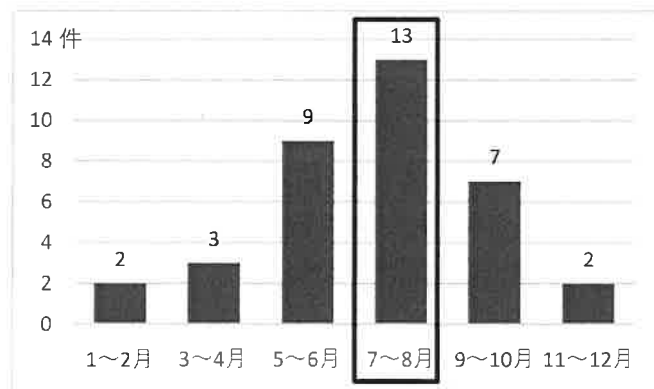


図 1 時期別の死亡件数 (n=36)

(人口動態調査)

1 厚生労働省「人口動態調査」平成 26 年から平成 30 年までの情報を基に消費者庁が作成（図 1、4、7）。調査票情報を利用した独自集計をしており、公表数値とは一致しない場合があります。

2 令和元年（平成 31 年を含みます。）中の数値は暫定値です。東京消防庁「救急搬送データ」平成 27 年から令和元年までの情報を基に消費者庁が作成（図 2、5、8）。1 階からの転落を除き、天窓やガラス屋根からの転落を含みます。

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/life/topics/201603/veranda.html>

3 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（令和 2 年 8 月末時点で 27 機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。件数は平成 27 年 7 月から令和 2 年 6 月までに発生した事故を本注意喚起のために特別に精査したものです（図 3、6、9、10）。

4 東京消防庁では「墜落」が使用されていますが、本資料では「転落」と表記しています。

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

子ども（5歳以下）が住居などの窓やベランダから転落し、救急搬送される事故のうち、時期別では、「9月～10月」が最も多く21件、次に「5月～6月」が19件と、初夏と秋頃に多いことが分かります（図2）。

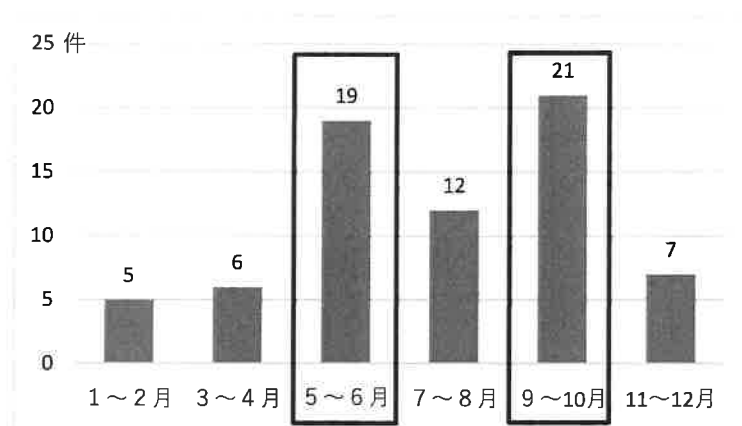


図2 時期別の救急搬送件数（n=70）

（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

子ども（14歳以下）が住居などの2階以上の窓やベランダ等から転落する事故のうち、時期別では、「1～2月」は0件でしたが、暖くなる3月から転落事故が増加していました（図3）。

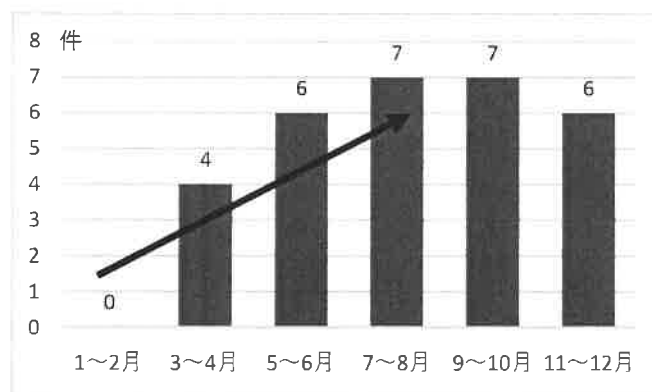


図3 時期別の事故発生件数（n=30）

（医療機関ネットワーク事業）

以上のことから、転落事故は5月頃から発生が増加しており、救急搬送は「9～10月」が最も多く、死亡に至った事故は「7～8月」が最も多いことが分かりました。

(2) 転落事故の年齢別・場所別比較

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

年齢別に見ると、1～4歳が23件（62%）、5～9歳が14件（38%）で、特に3歳が多いことが分かります（図4）。また、全体ではベランダからの転落が15件、窓からの転落が7件、屋上が2件、不明・その他が13件でした。

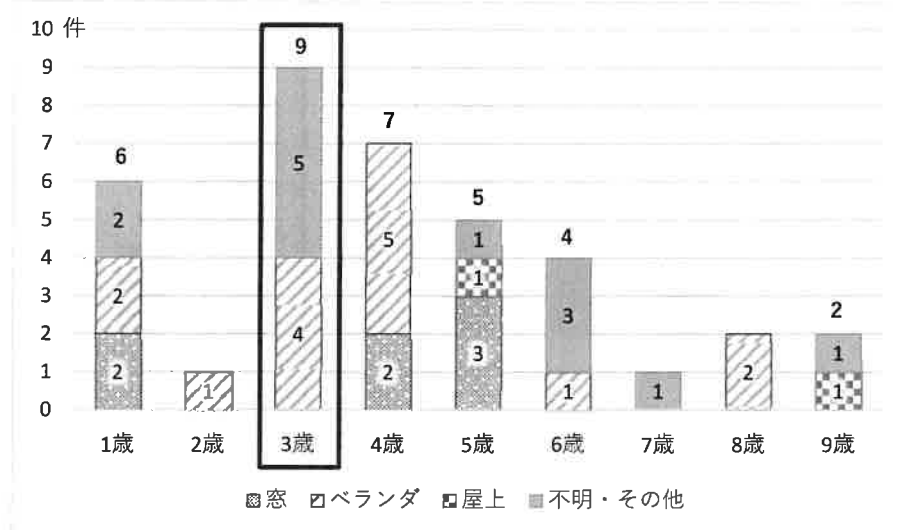


図4 年齢別の建物からの転落による死亡事故件数（n=37）

（人口動態調査）

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

窓やベランダから転落し、救急搬送された件数を年齢別に見ると、4歳の事故が多く、全体ではベランダの26件より窓からの転落事故が43件と1.7倍多いことが分かります（図5）。

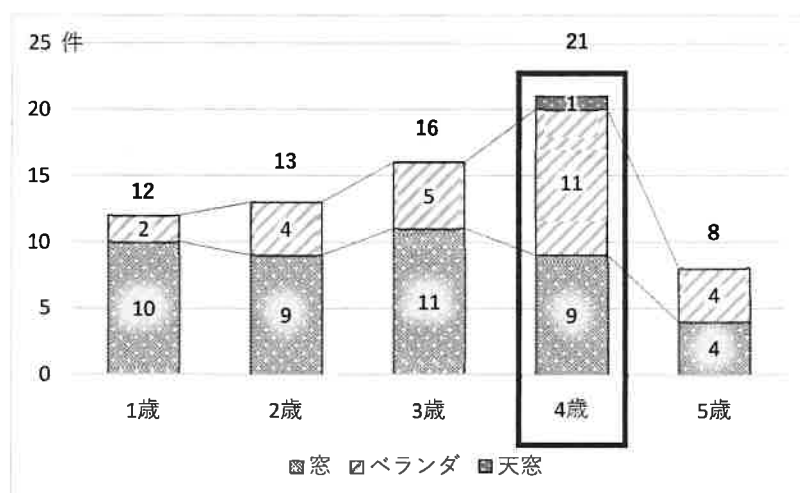


図5 窓やベランダからの転落事故における、年齢別の救急搬送件数（n=70）

（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

年齢別に見ると、特に3歳での事故が多く、全体では窓からの転落事故が20件、ベランダの転落事故は8件でした（図6）。

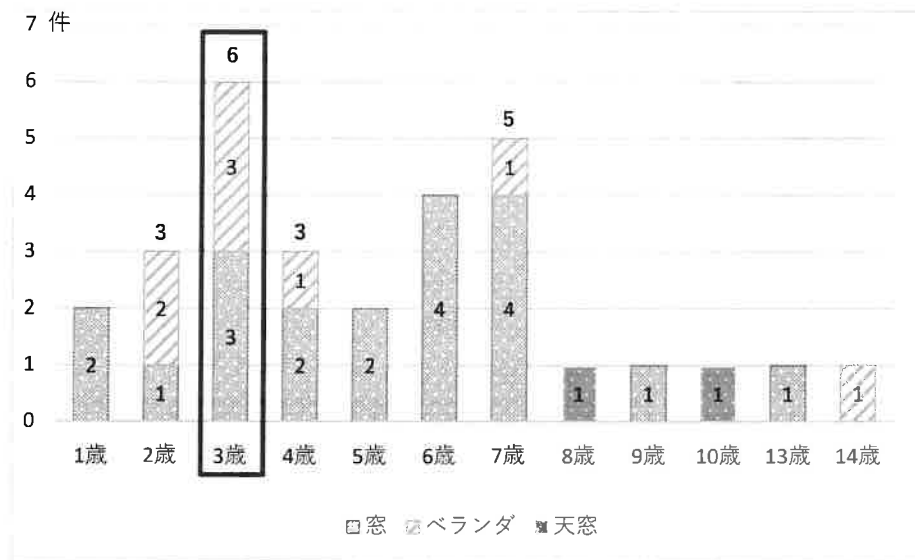


図6 窓やベランダからの転落事故における、年齢別の事故件数（n=30）
（医療機関ネットワーク事業）

以上のことから、転落事故は3～4歳で多く発生していること、転落事故全体としては窓からの転落が多いものの、死亡事故はベランダからの転落が多いことが分かりました。

（3）転落事故の危害の程度と発生階数事故件数の比較

① 厚生労働省「人口動態調査」死亡事故

事故が発生した階数が判明している29件について、件数を示す（図7）。

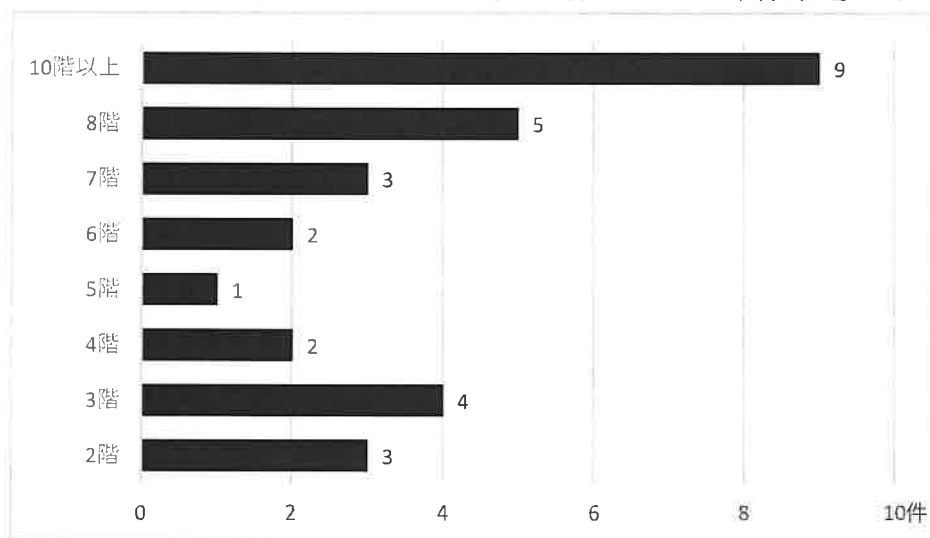


図7 死亡事故が発生した場所の詳細（n=29）
（人口動態調査）

② 東京消防庁「救急搬送データ」救急搬送人員

初診時の診断⁵別では、軽症が10件、中等症が40件、重傷が11件、重篤が9件で、2階からの転落でも入院が必要とされる中等症以上と診断される事故が多く見られます（図8）。

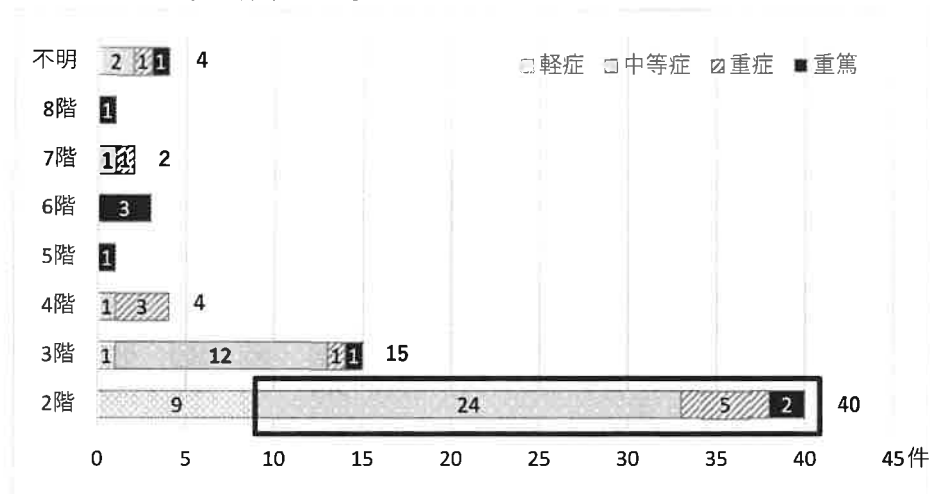


図8 初診時の診断別及び階層別の救急搬送件数（n=70）

（東京消防庁「救急搬送データ」）

③ 医療機関ネットワーク事業 事故情報

危害の程度別⁶と発生階別に見ると、重症が6件、入院又は骨折があったものは16件、2階でも中等症以上の事故が多く発生していました（図9）。

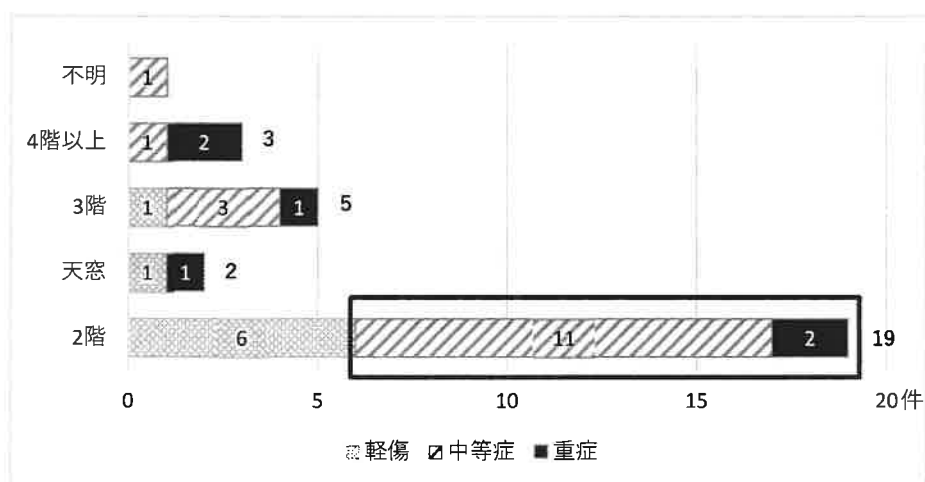


図9 危害の程度別と発生階別の事故報告件数（n=30）

（医療機関ネットワーク事業）

5 医療機関へ搬送した傷病者について、医師の所見に基づき、次のとおり区分されています。
「軽症」：軽易で入院を要しないもの
「中等症」：生命の危険はないが入院を要するもの
「重症」：生命の危険が強いと認められたもの
「重篤」：生命の危険が切迫しているもの
「死亡」：初診時死亡が確認されたもの

6 医療機関ネットワーク事業のデータでは、危害の程度は次のように分類されています。
「軽症」：入院を要さない傷病
「中等症」：生命に危険はないが、入院を要する状態。ただし、入院しなくても骨折や不可逆性のある傷病（切断や失明等）を含む。
「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態

以上のことから、転落事故は階層が上がると重症になりやすいものの、2階でも死亡事故は発生しており、中等症以上の事故が多いことが分かりました。

(4) 医療機関ネットワーク事業で収集された転落事故の事故発生状況及び事故事例

① 転落事故の事故発生状況

事故発生時の状況等を調べたところ、子どもだけで遊んでいるときに発生していることが多く、中でも「窓枠に座る・網戸に寄りかかる」が23%、家具、ダンボール、台などの「足場に登る」が17%、「保護者外出中」が13%、そのほか、「見送り・外を見せていた」、「ものを取ろうとして」等の状況で転落が発生していました（図10）。

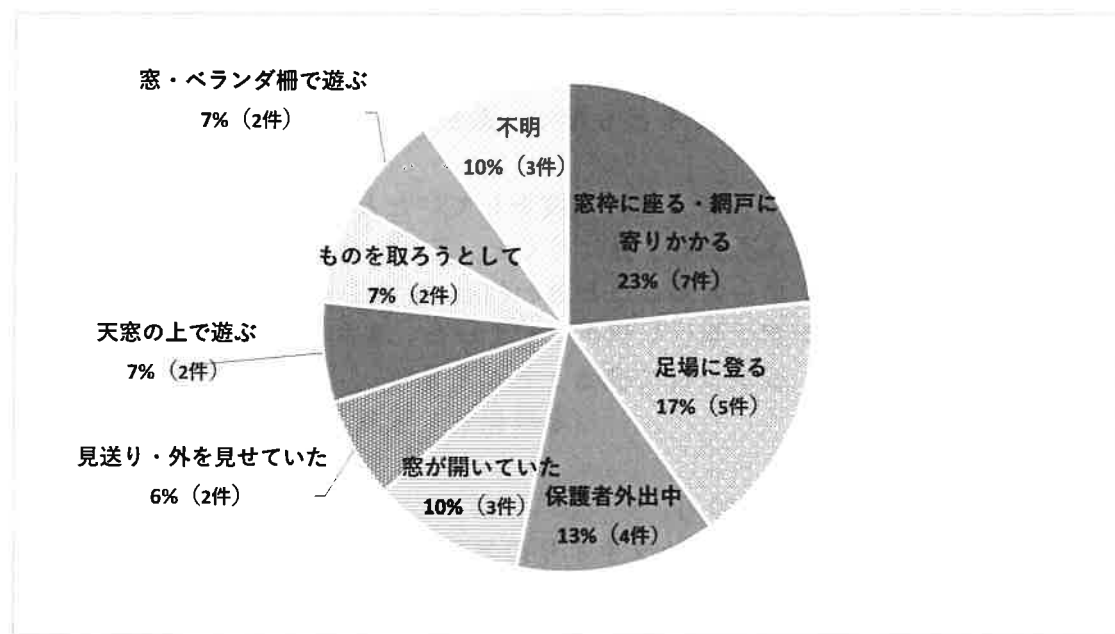


図10 事故発生時の状況 (n=30)

(医療機関ネットワーク事業)

② 転落事故の事故事例

【事例 1（保護者は別室にいて子どもだけ、網戸に寄りかかる）】

保護者は3階の部屋を掃除していた。子どものいる寝室の窓を開けて網戸にしていたら、子どもが網戸を背に腰かけて寄りかかり、網戸が外れて墜落。落ちていくところを保護者が目撃。5 m下のコンクリートに落ち、全身打撲、肝損傷の疑いで約2日間の入院。窓は床から 60cm の高さで、窓枠に 10cm 程度の奥行きがあり子どもが座れる状態になっていた。

（事故発生：令和元年 11 月、7 歳、中等症）

【事例 2（足場になるものに登る）】

自宅2階のソファによじ登り、窓から網戸を突き破り3 m下の芝生に網戸ごと転落した。来院時は明らかな外傷は見られなかったが、経過観察のため入院。

（事故発生：平成 27 年 8 月、1 歳、軽症）

【事例 3（保護者は別室にいて子どもだけ、窓が開いていた、足場になるものに登る）】

保護者が1階のキッチンで夕食の支度をしていたところ、庭で大きな音がして、子どもの泣き声が聞こえたため、見に行くと、座って泣いていた。背中に土がついており、2階ベランダから転落したと思われる。全身打撲などの重症を負い、3日間入院。ベランダへの窓は開けて網戸にしていた。高さ 90cm の柵には床から 50cm の位置に飾りがあり、足をかけて登ることができた。

（事故発生：平成 29 年 8 月、4 歳、中等症）

【事例 4（ベランダで見送り）】

家族を見送るために、ベランダ手すりの鉄棒を前回りのときのようにつかまっていたところ、前のめりになって、1階の自転車置き場のコンクリートに落ちた。

（事故発生：平成 27 年 10 月、5 歳、中等症）

【事例 5（店舗天窗の上で遊んでいて、ガラスが割れる）】

店舗屋上の天窗（ピラミッド型の採光窓）の上ではねて遊んでいたところ、天窗のガラスが割れてしまい、約 5 m下の店舗廊下に落下。左側頭骨骨折、左耳介後部裂創、両肺挫傷、右腸骨骨折を受傷。びまん性脳損傷の疑いもあり、集中治療室での経過観察が必要のため入院。

（事故発生：平成 30 年 10 月、8 歳、重症）

2. 保護者の皆様へ、事故防止のためのポイント

窓やベランダからの子どもの転落事故は、子どもが窓枠や出窓に座って遊んでいるときに網戸が外れて転落、ベランダで遊んでいるときに置いていた足場に登って手すりを乗り越えて転落、保護者が1階にいるときに子どもが2階から転落等のケースが見られます。

転落事故は、窓を開けたり、ベランダに出たりする機会の増える初夏と秋に多く見られます。また、3～4歳の子どもは他の年齢と比べ、転落事故が多く注意が必要です。

保護者の皆様は、以下のポイントを参考に、窓やベランダからの子どもの転落事故に注意していただくようお願いします。

今まで、こんなことはありませんでしたか？

(1) 窓やベランダ周辺の環境づくり

- ① 窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。特に、エアコンの室外機の置き場所は工夫しましょう。

□ エアコンの室外機は、手すりから離して設置しましょう。

□ 窓の近くにソファ、ベッド、棚などの家具を置いていませんか？（家具に登って窓から転落する場合があります。）

□ ベランダに使わなくなったおもちゃ、ゴミ箱、プランター、水槽等が置いてありませんか？（周りにあるものを踏み台にしてしまいます。物干し台の付属品等も注意が必要です。）



- ② 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。

□ 網戸が外れやすくなっていたり、網が剥がれそうになっていたたりしませんか？（1歳の体重でも網戸に寄りかかると、外れて転落することがあります。）

- ③ 窓を閉めていても、子どもが勝手に窓を開けないよう、窓や網戸には、子どもの手の届かない位置に補助錠を付けましょう。換気をする際も同様です。

□ 子どもたちがかくれんぼを始めました。部屋の窓やベランダの鍵は掛かっていますか？（追いかけてこして、窓から転落するかもしれません。カーテンで、窓が開いていることが分からず、そのまま転落することもあります。）

(2) 子どもの見守り・子どもの教育

① 子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。

- 「ちょっとそこまで」という気持ちで家族のお迎えに、寝ている子どもを家に残していませんか？（子どもが目を覚まして、窓等の鍵を開け、ベランダから外の様子をのぞき込むかもしれません。）

② 窓を開けた部屋やベランダでは子どもだけで遊ばせないようにしましょう。

- 子どもは、外から聞こえてくる電車の音、家族や友達の声、犬の泣き声、自動車が駐車する音に反応して走り出し、手すりなどをよじ登って転落することがあります。

また、窓やベランダから家族などの見送りをするために、手すりによじ登り、下をのぞき込んだりして転落してしまうこともあります。

- ベランダが子どもの楽しい遊び場になっていませんか？（子どもがベランダで遊んでいる時に多く転落事故が発生しています。）

③ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにしましょう。

- 兄弟姉妹で遊ぶときに幼児を出窓に座らせて転落してしまった事例もあります。また、窓枠や出窓で遊んでいて、網戸が外れて転落する事例は幼児に限らず、7歳以上の児童でも発生しています。



提供：（一社）日本サッシ協会

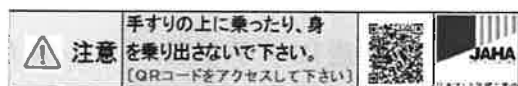
3. 事故防止のための安全配慮に関する取組

事業者団体では、窓やベランダからの子どもの転落事故の防止に向け、様々な取組を実施しています。

(1) 手すりレールへの注意喚起シールの貼付

- ・手すりのレールに注意喚起シールを貼付し、QRコードから手すりの使用手引きが閲覧できるシステム【日本アルミ手摺工業会】

QRコードから手すりの使用手引きの閲覧が可能なシール



QRコード読み取り、閲覧

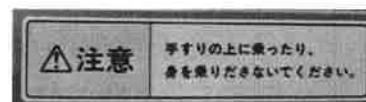
<http://www.apajapan.org/tesuri/tebiki.pdf>

壁落防止手すりユニット
(ご使用の手引き)



- ・手すりのレールに、注意喚起シールを貼付し、乗り越え防止を呼び掛け【一般社団法人建築改装協会】

手すりの乗り越え防止
を呼び掛けるシール



- #### (2) 手すりや網戸、窓サッシの劣化状況等を点検するチェックリストの提供
- 手すりやその部品等のがたつき、腐食などの劣化状況、動作の不具合や異常の有無をチェックできるよう、点検事項をまとめたチェックリストを作成し、提供しています。

- ・自分で点検！ハンドブック【一般社団法人リビングアメニティ協会】

<https://tenken1010.org/lets-check/handbook/>

- ・住宅部品の自主点検表【一般社団法人リビングアメニティ協会】

<https://tenken1010.org/lets-check/check-list/>

- ・金属製住宅手すりの点検表【一般社団法人日本エクステリア工業会】

http://www.j-exterior-ia.jp/5/data/data_160916-2.pdf

(3) 手すりの定期点検を勧めるパンフレットの作成

- ・アルミ手すり定期的な点検のおすすめ

【一般社団法人リビングアメニティ協会、日本アルミ手摺工業会、一般社団法人建築改装協会、一般財団法人ベターリビングの4団体による共同作成】

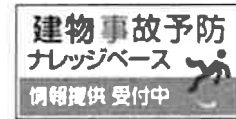
<http://www.apajapan.org/tesuri/osusume20150825.pdf>

<参考>

国土技術政策総合研究所「建物事故予防ナレッジベース」

日常生活において建物内やその周辺で起こる、転倒や転落などの事故を予防するために、実際に起きた事故事例や対策を集めたものです。

<https://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/>



東京都商品等安全対策協議会「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」（平成 30 年 2 月 15 日公表）

東京都商品等安全対策協議会では、平成 29 年度に「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」について、アンケート調査や検証実験を実施するなど協議を行い、報告書をまとめました。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h29/29-04_report.html

「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

「消費者庁 子どもを事故から守る！公式ツイッター」

https://twitter.com/caa_kodomo



「子ども安全メール from 消費者庁」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/attention/



<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

TEL : 03 (3507) 9200 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>